

.....  
○議長（作元 義文君） 昼食のため暫時休憩します。午後は1時から開会をいたします。

午前11時51分休憩

.....  
午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 市民の声を活かすということで頑張っております10番議員の小宮教義でございます。昼から非常に眠たい時間ではございますが、私の持ち時間はたった50分でございますので、50分間よろしくお願いをしたいと思います。

市長、この国際状況は大変な状況でございますが、一步間違えば、戦争という大惨事になりかねない状態が続いております。この対馬から、わずか49.5キロの韓国でございます。韓国の島の韓国領土の延坪島に北朝鮮が突如として砲撃を加えたわけでございます。この対馬は、天気がいいときには韓国が見えるわけでございます。これは、延坪島だけの問題じゃなくて、これは、対馬の問題でもあろうかと思えます。この北朝鮮、この民族は、このアジアの歴史において汚点を残す民族でございます。これは、決して許すべきではない。これは、国際的に断固たる制裁を加えていただきたいと思えます。

この対馬は、陸・海・空の自衛隊で守っていただいております。官房長官は、この自衛隊に対して、「自衛隊は暴力装置だ」という暴言を吐いておられます。何が暴力装置か、暴力装置というのは、その言葉を発したその口そのものが暴力行為であります。私は、非常に怒りを覚える次第でございます。

そして、この官房長官がおるこの日本の国、今はどうか、南は中国の尖閣諸島がございます。北はロシアの北方四島、この今日本政府の弱体化を見透かしたような行動をとっております。

そして、きょう、市長のほうからもお話がございましたが、尖閣諸島、これは日本古来の領土でございます。そして、この領土に領海に勝手に入ってきて、しかも、海上保安部の巡視艇にぶつけるという、そして逮捕されたわけでございますが、また何を勘違いしたかわかりませんが、これに対して那覇地検が、日中の関係を考慮するということで船長を保釈しております。これは明らかに政府介入であり、指揮権の発動そのものでございます。

そして、この衝突のビデオの漏えい、インターネットで流れておりましたが、そして、先の参議院の選挙における突然の10%の消費税打ち上げ、そして、今は公約違反とも言うべき企業献金を始めたわけでございます。右へ左ふらふらと、こういうことではどうしようもない。やはり指揮者たるものは、背筋がぴしゃっと通る筋を通さなければいけないと思えます。その筋が

通らなければ、指揮者としてのものはないわけですが、市長のほうはどうでございますか、その首尾一貫性があるでしょうか。

ここに地元の新聞がございます。この新聞は、地元の対馬新聞でございますが、11月1日付の記事でございますよ。ここにこう書いてございます。「対馬新聞社締め出しを、財部対馬市長は電話で示唆」と、こういうふうな記事が載っております。その内容というのは、こうでございます。市のやっていることを正確に伝えない報道機関があるので、今後はこちらから信頼できる報道機関を選んで情報をリリースするというふうに発言をしておるわけでございます。

では、正確性とは何か、だれが決めたのか、これについては市長が判断をされたわけですが、これは筋が通って非常にいいことですよ。これは、一たん言うたことは通さなきゃいけない。しかし、何としたことか、一週間後の新聞でございますが、ここにはこう書いてございます。この問題について、財部市長は、質問に対してこう答えております。当分今のままでいくという発言を、記者発表をしておられます。

そういうことならば、最初からこのような問題を発言すべきではない、ものではないと思います。何たるていたらるか、ままごとをやってるわけじゃないんですから、もっと首尾一貫を持ってやっていくべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

それと、先ほどの内閣の話でございますが、この前、柳田法務大臣がお辞めになりました。法務大臣は、国会では2つ覚えておけばという話をされましたが、非常に格好いい話をされたけれども辞職されました。その原因は、国会軽視だということで辞職をされたわけですが、市長は、議会軽視はどうでございますでしょうか。

私が、今まで一般質問をさせていただいておりますが、その中にもございます。私が、公共事業の最低限度額を90%に決めるならば、95でもいいじゃないかという話を一般質問でさせていただきました。

そのときに、市長は、私に対して自家撞着病症にかかっておるという発言をされたわけですが、これは、精神分裂症にかかっておるんだと、あなたは気違いではないかというふうなものになるわけですね。一緒なんですよ、中は。そういう発言をされておられるわけですから、議会は懇親会の場じゃございませんから、今後は、そういうことには十分御配慮を願いたいと思います。

それと、もう一つ、これは注文ですけどね、議場での市長の発言は、これは反問権は与えておりません。そのところも重々熟知をしていただきたい。ただ、議会において、議会会議方法なるものの中に反問権が与えてあれば別でございますが、その辺もよく御理解を賜りたいと思います。

では、さきに通告しておりました3点についてお尋ねをいたします。

まず、第1点の地元企業対策について、この分についてお尋ねをいたします。

もう今は大変な不況で、どんどんどんつぶれておるわけですが、新聞にこのよう

な記事が載っておりました。これは、地元の新聞でございますが、自民党の長崎県連政調会、この記事でございますが、ここに大見出しで、悲鳴続出、そして、商工会から180店舗が廃業、そして、建設業協会が43から24と非常に激減をしておる状況でございます。

確かに、市長が言われるように、このような状況では企業誘致も難しい、それはわかります。しかし、今の段階において市としてできることは、今ある企業を一企業でも残すように努力すべきではないか、その方法もあるのではないか、その聡明なる市長のお考えをお尋ねをいたします。

それと、第2点目の入札制度でございますが、これは、国調調査、国土調査でございますけども、これについては、現在地元企業が7業者ございます。この7業者でなぜ仕事ができないのか、この問題については、私が何回となく一般質問をさせていただいております。今までの答弁も踏まえて再度御答弁をお願いをしたいと思います。

そして、この3点目の新規企業の育成についてでございますが、今、壱岐と対馬で高速カーフェリーの計画が上がっております。その中で、「市民フェリー壱岐・対馬」という会社をつくり、実際できておりますが、そこが高速フェリーを走らせるために今出資者49人を募っております。この49人の中に市として出資をするお考えはないのかという3点でございます。明快な答弁、求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 全く反問権がないということでございますので、そういうことを踏まえ答弁に努めたいと思います。

まずもって、北朝鮮問題のことをおっしゃってありました。11月23日、私が聞いたのは、たしか、夕方の5時だったと思います。それから6時に、こちらにお見えであった韓国の大学の先生と会って、その先生が、ちょうど韓国のほうに電話をされ、その状況というのを聞かれたときに、逆に今鎮静化しておりますけども、その状況をすでに予測をソウルのほうはしているということを知りまして、その瞬間、最初は驚きましたけども、北朝鮮の物事の進め方というのを説明を若干聞いたときに、大ごとにならないなという思いで若干そのときは安堵をしました。

しかし、あのようなことが、たびたび起こるということになったとき、私どものこの対馬と韓半島との距離を考えたら、とても不安な部分があります。あの場所が、韓半島の地雷源とならないように願っておるところであります。

1点目の地元企業の会社が減っていく中で対策はという、市として何かないかというお話であるわけですが、この流れ、特に、建設協会の対馬支部の会員も半分以下に減っておるという状況でありますし、商工会の会員数も、25%ぐらいの減少をしているというふうに、それぞれの支部長さん、会長さんのほうからも、会うごとに話は聞いておるところであります。

これにつきましては、この10年近くの日本全体の景気の低迷の中で、公共工事に対する考え

方というものを転換しないと日本が立ち行かないということで、国が転換をされたことでありますし、全盛期に比べ、3分の1程度まで落ち込んでおるといふような状況です。

これをもとの状況まで戻すというのは、並大抵のことではないと思いますし、国の抱えてる借金等を考えたときに、さらに国債を発行し景気対策を打つということ、この20年近くの物事の進めてくる中で、この800兆、900兆という借金が増えたことを考えて、今その公債費に国民全員がどうしていこうかというふうな考えに至っているわけですから、なかなかここだけをということでお願いをしにくい部分が、大変あるというふうに思っております。

しかし、先ほどの北朝鮮問題ではありませんけれども、国境としての島のあり方とかいうのを考えたときに、国土全体の中でこの国境に対しての色をつけていくのを私は国にお願いをしていくと、もとの姿には戻らないにしても、そういう視点からお願いをしていく必要があるというふうに常日ごろ考えております。

2点目の地籍調査事業の測量委託に地元7業者だけの入札にできないのかということの御質問でございますが、本市の場合は、市内業者で受注可能な案件につきましては、原則、市内業者を優先し発注することとしております。国土調査法等により実施しております地籍調査業務は、長崎県下では、地籍調査業務共通仕様書第6条において、一筆地調査業務は、地籍主任調査員や地籍調査管理技術者、または土地家屋調査士の資格を有する者が調査することと決まっております。

平成18年度の入札では、市内業者の方は、地籍調査のうち測量業務のみの参加にとどまっておりましたけれども、19年度からは、一筆調査業務に必要な資格を取得され、19年度に1社、20年度に3社、21年度に6社、22年度は入札参加登録している市内7業者すべてが、入札に参加できるようになりました。

平成21年度の発注に当たり、指名審査委員会におきましては、業者指名について検討をいたしました。市内業者の方は、まだ資格を取得したばかりで十分な実績がなく、調査実施に当たっては細部の指導が必要となり、事業担当が対応に苦慮することが懸念されること、また、21年度8件、22年度には11件の入札案件があり、市内業者数を超えたことから資格者の人数などを考慮し、準市内業者も含めた指名が適当であると判断したものであります。

なお、指名いたしました市内業者以外の業者につきましては、いずれも、旧町時代から本市内の地籍調査業務に携わってきた業者であり、十分な実績があるものと判断した次第でございます。

市内業者に対しましては、市内業者に限定した入札案件もあることから、地籍調査業務についてはその経験を踏まえ、あらゆる角度からの検討を重ねていきたいと考えております。

次に、3点目の市民フェリー壱岐・対馬に対して出資の考えはないかという御質問でございますが、この種の質問に対して、平成22年3月定例会において、壱岐・対馬フェリーが提案し、

壱岐市、対馬市において高速カーフェリーを第三セクターを設立し運航する考えはないかとの質問が、小宮議員からなされましたが、本市においては、現段階では導入する考えはないとの回答を行ったところであります。

その後の壱岐・対馬カーフェリーの動きですが、平成22年4月15日に、同社が主催する高速カーフェリーの導入説明会が対馬市で開催され、壱岐市及び対馬市からの公的支援は現段階では難しいとの判断から、民間による高速カーフェリーの導入に向けての動きとして、小宮議員の一般質問にある株式会社市民フェリー壱岐・対馬が、6月24日に法人登記を行い、民間サイドでの導入の可能性について研究されているところであります。

本市としましても、市民フェリー壱岐・対馬の動きにつきましては、新聞報道等で知り得る程度であり、現在、高速カーフェリー導入に向けての頭金4億円については、民間から一口100万円で49人の方が出資を行っているという聞いております。

小宮議員の質問の中にある出資者49人を募集しているというお話でございますが、市民フェリーでは、会社法人と言っても、限りなくNPO的な組織を目指していることから、出資法人50人未満の49人の出資者を確保しているという聞いております。

なお、出資者による頭金の残額については、社債として調達するという計画を予定されているとのことであり、残金の36億円については、鉄道・運輸機構の船舶共有船建造制度での融資を考えていらっしゃるようであります。

その後、九州郵船株式会社が、高速カーフェリーを1隻引き受けるなら、それを条件に融資してもよいという大口融資者が登場したことから、70メートル級トリマラン2隻を同時発注し、壱岐・対馬フェリー株式会社と九州郵船に各1隻を市民フェリー壱岐・対馬から用船する案を九州郵船株式会社へ申し入れを行いました。この申し入れについては協議が整うことがなかったため、株式会社市民フェリー壱岐・対馬は、1隻体制での導入を進めることを現在表明されておられます。私自身は、現在このような動きだというふうにとらえているところであります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） じゃ、先に、この入札制度の分からやりたいと思いますが、先ほどの説明ですと、答弁ですと、島内の業者に発注をする場合に、物件数が多くて業務に支障を来す部分があると、発生する可能性があるということですが、実際に今の段階において、そういう支障が出たんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 支障を来すとは申しておりませんが、また、そういうことがあったのかと言われると、それはあつてはおりません。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） あってないわけですよね。実際にそれがあつたならば、それは問題点としてとらえるべきでございましょうが、実際に発生してないし、私は業界から聞く話によると、そういうことは一切ないという話もお聞きしております。

で、お尋ねしますがね、私、当初、前回の答弁も踏まえてというお話ししましたが、前回、このような答弁をされておられるんですよ。これは、副市長、大浦さんですね、私がこのときに、なぜ、対馬5業者だけでさせないのかと、そういうときに、副市長は、対馬は6ブロックあるんだと、そして、仮にその全部とった場合には、一つの業者が2つ重なることがあるんだと、こういうふうに言っておられました。

いいですか、こういうふうなくだりなんですけど、これはね、21年3月、もう大分たった分ですよ。「島内の5つの業者が可能であれば、例えば、一つの業者が2つの現場管理ができるような状況であれば、そのことも可能だと思っていますから、そこら辺について可能な限り、その現場管理人等の資格の数等を含めて様子を見ながら検討してみたい」というふうな答弁をされておられますよ。

このとき、支障になったのが、5業者だけだからということだけでも、今回は既に7業者になっておるわけですから、十分可能じゃないんですか、どうなんですか。これは、大浦副市長かな。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほど市長のほうの説明しましたように、一筆調査につきましては、地籍主任調査員、それから、地籍調査管理技術者、家屋調査士も含めるんですけども、そういう方がぜひとも必要ですから、今7業者の方が、それぞれ資格を持っておりますけども、先ほど言いましたその資格を2人以上持つてある会社は5業者いらっしゃいます。

それからすると、5業者が2つ以上落札することは可能ですけども、先ほどから市長が答弁しましたように、これは、国土調査というのは、原則、繰り越しができない事業でありますから、年度内に完成ができるようなそういう経験をたくさん経験をしてもらって、事務がスムーズにいくようなことをするのも、行政の指導かなというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 3つの資格を持っているのは、5業者だけということですよ、ですね。しかし、その仕事の内容によっては、それぞればらばらになるわけですよ。委託の内容によっては、今、この資料ここにあるんですが、これは、今年度行われた分ですよ、これにはね、地元7業者入れて、ほか5業者、12業者でやっとなるんですよ。12業者で、これでも、地元7業者だけでもできるから入れてあるんでしょ。7業者でできるわけだから。先ほどのその6ブロック分かれたとしても、7業者が入るとるんだから十分カバーできるんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） ことは、さっき答弁しましたように、11ブロックに分けておるんです。ですから、その中で、地元業者が7業者参加をされてる。もちろん7業者がそれぞれ落札されたんです。市内の業者が、どこにも参加をしてないということじゃありませんから、少なくとも1ブロックは、それぞれの市内の業者で調査をされてあるということですから御理解をしてもらいたいと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この指名というのは、仕事ができるから指名を出すんですよね。極端に言うと、11ブロックあっても、先ほど申しましたが、支障が出てれば別ですよ、今までにいろいろと、でも支障は出てないんだから、例えば、この入札一つとっても、全部で12業者います。この中で、7業者だけでもできるわけですから、できるんですよね。11ブロック分かれたとしても、できないんですかね。11ブロックで7業者では。

例えば、その内容によっては違うけども、例えば、このような平成22年7月の6日にやってくる分については、できるんじゃないんですか。できるから指名出しとるんでしょ。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほどから何遍も言ってますけども、7業者は、そのうちの2業者については、そういう資格者が一人しかおりませんから、当然1工区しかできない。で、あとの5業者については、2人以上の資格がありますから、少なくとも2工区以上は可能なんです。だから、当然そこに指名をしておりますから、その方が可能であれば、自分たちで仕事ができるということであれば、当然2カ所以上の仕事はされるんですから、それを指名から外したということじゃない。準市内の業者も入れた入札をしたということです。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この指名願というのは、指名競争入札というのは、これは、法律で決まってやっとなるわけですよね。地方自治法によるこの入札をやっとなるわけですよ。この地方自治法の中で、こういうふうな法律の中でやっとなるんですよ。これは、契約等に関するものですけども、なぜこの指名入札ができるのかと、一般的にはできないんですが、しかしできるのは、3つのパターンがあるんですよ。

これは、地方自治法施行令の167条なんですけども、1号から3号あるけどこの1号の適用なんです。工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適していないものについては、指名競争入札でいいんでということになっとなるんですよ。これによって指名競争入札されておるんですかね、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 委託については、基本的に指名でやっていますから、今小宮議員が言われたように、それにのっとして指名で入札を行っています。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この中に、「性質または目的」というのがあるんですよ。これによって指名の業者を決めることができるんですよ、性質または目的。この性質というのは、ここは対馬ですから、各地方自治体状況違うけども、対馬である場合は、対馬という離島がその性質を帯びておるわけなんです。その性質をですね。そうすると、この離島で仕事を出す場合には、これに値するわけですよ。極端に言うと、向こうから来とって、そのような業者はこの性質の、または目的の中に入らないんですよ。とらえ方ですけどね。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 指名基準というのは、対馬市が指名をする基準ですから、対馬市の指名基準に基づいて指名をいたしております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） うん、その上にこういうふうな自治法があるわけですよ。それは時間がないからあれですがね、先ほど、これはね、22年7月6日の入札の一覧表ですよ。これは、業務場所がばらばら入っておる分なんですけどね。

この中でもですよ、先ほど言われた2つ以上とれる業者もおるわけですから、ならば、極端に言うとも、12業者あるけれども、7業者だけでもできるんですから、できるから入れとるんでしょ。その辺はどうなんですか、7業者だけでできないならば12業者入れてもいいけども、7業者だけでもできるんでしょ、事業としては。指名に入れとるんだから、12業者。12業者の中に7業者だけでもできるんじゃないんですかと言っとるんですよ、ほかのを外すことはできないのかと言ってるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほどから何度も繰り返しますけども、この国土調査というのは、地籍調査というのは、繰り越しができない事業なんです。ですから、万全を期して、こちらはその仕事をしてもらうということからして、市内の業者に加えて、今まで旧町時代から実績のある地籍調査専門の業者を参加をさせて万全を期した調査をやりたいということで、準市内の業者、対馬に支店、出張所を持っている業者を指名をして万全を期しているということですから、御理解をしてもらいたいと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） その万全を期してまで、そういう問題じゃないと思いますよ。



何かの理由でやはり12業者、ほかの業者も入れなければいけないんでしょから、万全を期す必要はないじゃないですか。非常に理解できません。(発言する者あり)注意を、注意を与えてください。

○議長(作元 義文君) 静かにしてください。

○議員(10番 小宮 教義君) では、次に、地元企業の分についてに行きますが、ここに、この団体から、以前陳情が出ておるんですよ。社団法人長崎県建設業協会対馬支部、それと、対馬建設業協同組合、ここから、21年2月の23日に請願が出てます。この請願が委員会付託になって、21年の3月24日に、市長あてに意見書を出しておるんですよ。

この意見書は、その中には、この業界が、指名は島内本社の指名だけをお願いしますということ意見を採択して市長のほうに意見書を提出しておるわけですが、この業者の中には、この協会の業者の中には、島外の、ここに本社を持たない企業もおるんですよ。何業者か入っておるんですよ。その方が、指名から島内の本社のみにしてくれということをやるとるんですよ。この意見書を出しておるんですよ。その分の処置はどういうふうにされたんですか。

○議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。

○副市長(大浦 義光君) 前回、小宮議員からそういう質問がありました。その後、指名基準というか、入札の基準を特に準市内の業者については、地域要件を厳しくいたしております。厳しく、逆ですね、今までは対馬に出張所、営業所をつくってから10年以上、もしくは8人以上の雇用をしている業者ということで地域要件に上げておりました。それを両方、10年以上、そして、8人以上の雇用をしないと一般競争には加入されませんよということで地域要件を変えました。その後、そのことによって、準市内の業者が参加できなくなった部分がありますけども、その後、その業者につきましては、従業員の確保をされて、今はその両方の要件を満たされて今一般競争の入札に参加をされております。

○議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。

○議員(10番 小宮 教義君) いや、私の言っとるのはまた違うんですが、この業界には、先ほど申しましたように、島外の業者が3業者入っとるんですよ。この協会とかそういう支部にはですね。その業者がみずからですよ、みずから、この対馬島内の業者のために外してくれと言っとるんですよ。みずから言いよるんですよ、外してくれと、外してやるべきじゃないんですか。業者が言っておるんですよ。対馬の業者のために島外の業者が、ちょっと外してやれば済むことじゃないんですか。

○議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。

○副市長(大浦 義光君) そのことは、以前、同じ質問に市長が答えたじゃないですか。長い間対馬で仕事をされてあって、準市内かもしれませんが、長い間対馬に貢献をされた業者です

から、そういう要件を整えれば、うちは一般競争の地域要件に入れてちゃんと指名をしますよと、そのことは、以前の質問の中で市長が答弁をしていると思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） その指名要件の話をしよるんじゃないんですよ。何年、何十年という話じゃなくて、この請願を出された組合の中に、島外から来ておる業者がおるんですよ。そこで皆さんで決めて、対馬の仕事は対馬の業者だけでさせてくれと、自分たちは外してくれとということをお願いしよるんですよ、この請願は、だから、外してやればいいんじゃないんですか。わかりませんか、言いよることが。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 昨年の7月7日に陳情が、うちにあったんです。それを見ますと、島内本社並びに長崎県に準じた受任営業所の指名をお願いしますという陳情が、うちにあった。（「それはいつですか」と呼ぶ者あり）21年の7月7日です。（「7月7日」と呼ぶ者あり）7月7日。（「だったら、その前の分ですよ、そんなら」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 小宮 教義君） この決議をしとるのは、再度申しますが、去年の3月の24日に意見書を出しておるんですよ、だから、難しいことじゃないじゃないですか。これ、先に出とるんですから、こちらが優先するわけですが、その業者自身が対馬の業者のためを思って、対馬の仕事は対馬でしてくださいよと、自分たちは辞退しますからそういうふうにしてくださいよと、外してくださいよというお願いなんですよ。指名は、本社におるものとするというのはですね。だから、そのまましてやればいい、意見書どおりに、簡単なもんじゃないですか、できないんですか、それは。言いよることがわかりませんか。（発言する者あり）21年の3月24日の総務委員会で意見書を出してますよ。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。（「注意を」と呼ぶ者あり）静かにしてください。（「私が質問しよるんやから注意してくださいよ、よくわかるように注意してやらんにゃ」と呼ぶ者あり）質問者は、小宮教義君です。（笑声）

○副市長（大浦 義光君） 繰り返しになりますけども、我々のところにそういう陳情が来てます。議会で意見書を提出されたのと、これが時間的にはずれがあるかもしれませんが、陳情がこういうことであってますから、今までどおりの一般競争入札の地域要件は変えないつもりでおります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） わかりました。業界もあれですな、しかし、じゃ、この3番目の、あと7分ありますが、新規企業育成についてなんです、今の市長さんの答弁ですと、民間で出資をするんだから、ちょっと出資のほうは考えてないと、もう1回、その辺の答弁をしても

らえませんか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもが会社から聞いている話は、49人の出資を仰ぎますね。この49人については充足しましたというお話を聞いているところです。あと残りについては、社債等を考えてるんですよという話です。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 例えばですよ、49人決まっておろうかと思うんですが、例えば、その残りの分を社債とかなんかの発行されるんですが、そういうふうな、もし発行されとすれば、市としてはどういうふうな対応をされますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現時点において、このトリマランの話につきましては、津軽海峡等での実績等がありますですね。1年1カ月、また別の船は、6カ月中止になったというふうな話も聞いております。そういう中で、トリマランがこの対馬において、本当に運航ができるのかどうかということも十分に研究をしないといけないかなというふうに思っています。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 先ほど津軽海峡の分が出てきましたよね。これは、トリマランじゃないんですよ。あれは二そう船なんですよ、（発言する者あり）うんうん、構造が全く違うんですよ。北海道の分は二そう船で、今回は三胴船なんですよ。だから、非常に安定性があるわけですよ、と思われるわけですね。

では、北海道の例は別にして、こういうふうな形で、もし就航するという形になれば、市としては今後検討していくことになるんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 安全性が確保され、それから、36億の部分について、鉄道・建設運輸機構でしたか、そちらのほうの共有船方式で物事が進んでいくというふうなことになるれば、それは市民の足の確保のことですから、今おっしゃられるようなことも起こってくるかなとは思いますが。現時点において、私どもが聞いておりますその鉄道・運輸機構、そちらの方につきましては、すぐこの三胴船方式については、懐疑的な考え方をお持ちであります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） これが軌道に乗れば、実現してそういうふうな形になれば、社債の出資のほうも考えていくというふうな考えでよろしゅうございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在も、今走ってる会社等にも、市が持ち株を持つてる状況が確かに

ございます。それを考えますと、それが運航していくというときに、第三者割り当てとかいろんなことが出てきたときには、そういうことは十分にできるというふうには思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） これが、実現をしていくということでもし実現すれば、そういうふうな社債の出資のほうも十分考えていただきたいと思います。

というのは、実際に九州郵船にも出資もしておられますし、300万程度ですけどね、実際に出資は可能なわけですからその分で、これは壱岐と対馬、そして博多を結ぶ高速カーフェリーですから、特にこの水産業をはじめ、観光産業もそうですが、非常に大きいメリットがございますんで、これが、実現をするというふうな段階に及んで、こういうふうな出資ができるとなれば、ぜひ、市としても出資をお願いしたいと思います。

あと2分ございますが、特に、今までこの市が行った企業の支援がございます。新規ビジネス支援事業ですか、これについては、9月の定例議会で委員長の報告がございました。新規ビジネス支援事業の調査をされましたが、これについては、1件当たり約150万の出資をされとるんですよね。そして、12件調べてみたら、それに使った補助金が、約1,675万1,000円、この報告の中には、ほとんどの事業が補助金の事業に沿ってないという報告がございました。

このような、いや、首をかしげるんじゃないくて、そういう報告がされたんですよ。委員長が、9月の定例議会で、ほとんどの事業が、補助事業に沿ってないというふうな報告をされました。皆さんが承諾したわけですから、こういうふうなものに使うよりも、中にはいいのがあるかもしれないがね、今後、使うよりも、やはりその高速カーフェリーとか、そういうもののほうに、実があるもののほうに出資をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 以上で小宮教義君の一般質問は終わります。

.....

○議長（作元 義文君） 再開を2時から行います。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 近未来研究会の小田でございます。本日、最後の質問者となりましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。